

標準的な評価方法の内容と料金

	特別養護老人ホーム	訪問介護事業所	痴呆性高齢者グループホーム
施設種別	定員100名、職員数50名(うち非常勤20名)の規模の場合	利用者数100名、職員数25名(うち非常勤20名)の規模の場合	利用者18名(2ユニット)、職員16名(うち非常勤10名)の規模の場合
事前説明	初回訪問時に経営者層の方に趣旨や方法を説明します。 ご要望によっては、一般職員や利用者・家族への説明を当機関が承ります。		
利用者調査の方法	原則として利用者全員に対面による聞き取り調査を実施します。ただし、下の評価料金の積算は、定員のおよそ2割に対し、聞き取り調査を実施した場合の金額です。必要に応じて、コミュニケーション手法や家族アンケート等を組み合わせて実施することができます。	原則として利用者全員に対し、所定の調査票によるアンケート調査を実施します。	原則として利用者全員に対し、コミュニケーション手法による聞き取り調査、及び家族へのアンケート調査を実施します。
事業評価の方法	経営者層及び職員(常勤・非常勤等の雇用形態は問わず)の自己評価結果を分析後、原則として3名の評価者が訪問調査を実施します。	経営者層及び職員(常勤・非常勤等の雇用形態は問わず)の自己評価結果を分析後、原則として2名以上の評価者が訪問調査を実施します。	経営者層及び職員(常勤・非常勤等の雇用形態は問わず)の自己評価結果を分析後、原則として2名以上の評価者が訪問調査を実施します。
結果報告	評価機構の指定する様式の報告書をもって、評価結果をご報告いたします。 評価結果のご報告は基本的に経営者層の皆さまを対象に実施します。		
評価料金	約80万円 (+消費税)	約45万円 (+消費税)	約40万円 (+消費税)

事業所ごとにお見積もりをさせていただきますのでご相談ください。
上記以外のサービス、評価方法をご希望の場合についてもご相談ください。